業務用冷凍・空調機器を
ご使用のユーザー様へ

フロン排出抑制法に
ついてのお知らせ

KOUDENSHA
make environment with emotion

対象機器の
点検・記録・保存が
ユーザー様の義務となりました！

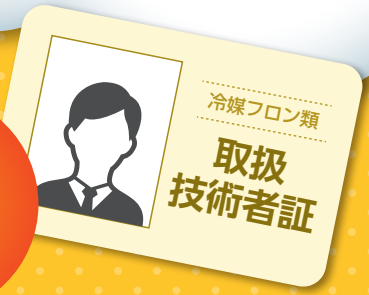

一定規模
以上の機器は
有資格者に
よる点検が
必要です。

フロン類を使用した対象機器（第一種特定製品）

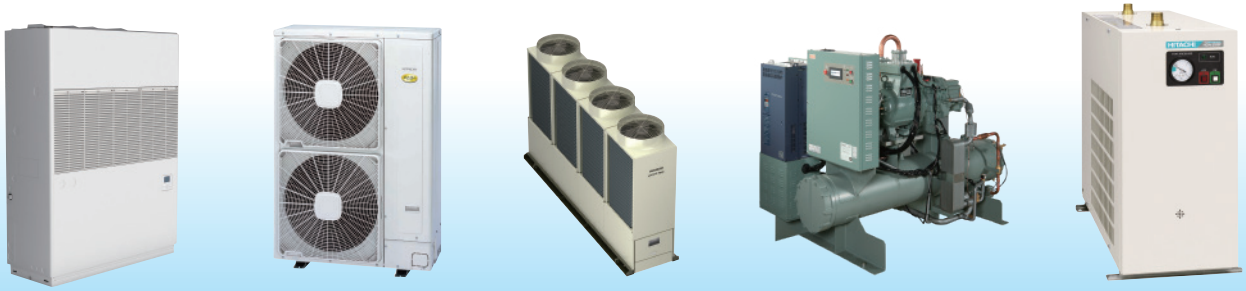

規制の対象機器

分類	考え方	対象機器例
エアコンディショナー	対象とする空間の空気の温度、湿度、流量、清浄度などを調整するための機器	パッケージエアコン・ターボ冷凍機・チラーユニット・スポットエアコン・ガスヒートポンプエアコン・業務用除湿機など
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥などの品質管理・保持などを目的として、対象となる物品の温度、湿度などを調整するための機器	エアドライヤー・冷凍冷蔵ショーケース・冷凍冷蔵庫・スクリュー冷凍機・冷凍冷蔵ユニット・チラーユニット・ウォータークーラー・ヒートポンプ給湯機、環境試験装置など

点検～修理～記録簿管理 当社に全ておまかせください!

管理者様(ユーザー様など)に義務付けられた内容

点検	修理	記録	算定・報告
機器の点検の実施	●漏えい防止措置 ●未修理の機器への冷媒充塡※1の禁止	点検等の履歴の記録と保存	フロン類算定漏えい量の算定・報告

※1 フロン類を充塡する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充塡回収業者へ委託する義務があります。

管理者様(ユーザー様など)に求められる点検内容

点検は、「簡易点検」と「定期点検」の2種類があります。もしも両方の点検を社外の業者に委託した場合でも、
委託を行ったユーザー様が管理者であることは変わりません。

① 簡易点検
すべての業務用
冷凍空調機器(第一種特定製品)

点検方法	日常的な温度点検、製品からの異音、製品外観の損傷、腐食、錆びの検査など
頻度	3か月に1回以上 ※「定期点検」を行うことで兼ねることができます。
実施者	実施者の具体的な制限はありません。

② 定期点検
一定規模(圧縮機に用いられる電動機の定格出力7.5kW)以上の
業務用冷凍空調機器

点検方法	●発泡液や蛍光剤などを使用した直接法や機器の運転状況の記録などから判断する間接法での冷媒漏えい検査 ●都道府県による勧告などの対象となる義務的点検
頻度	●7.5～50kWの空調機器(ビル用マルチエアコンなど)/3年に1回以上 ●50kW以上の空調機器(中央方式エアコンなど)/1年に1回以上 ●7.5kW以上の冷凍冷蔵機器(冷凍冷蔵ユニットなど)/1年に1回以上
実施者	機器管理に関する資格などを保有する専門家(社外・社内を問いません)

!!! 義務に違反した場合 罰則があります!

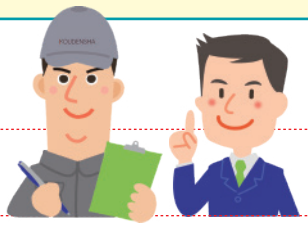

1. **1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
   ①フロン類のみだり放出
2. **50万円以下の罰金**
   ①管理者の判断基準違反　②行程管理票交付違反
3. **20万円以下の罰金**
   ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告　②立ち入り検査の拒否、妨害、忌避
4. **10万円以下の過料**
   ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告

◎「フロン排出抑制法」について詳しくは環境省、または経済産業省ホームページをご参照ください。**2015年4月から開始**
【環境省】http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/　【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/

KOUDENSHA
make environment with emotion

株式会社光電社

本 社　〒231-8602 横浜市中区富士見町3番地の7
☎045-251-1560(代)

県央支店　〒254-0036 平塚市宮松町4-23
☎0463-25-6800(代)

HP情報　https://www.kouden.com

メール問い合わせ先情報　info@kouden.com

10th YOKOHAMA 10年表彰 地域貢献企業

◎このカタログに掲載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

1-1-1(1)　2021.9